

新旧対照表(要求水準書)

no.	頁	章	大	中	小	その他	項目	行	新	旧
1	21	第2	3	(1)	イ		「まちづくりを推進する公共施設」としての意匠	12	(削除)	「モダンカルチャーゾーン」*の形成にふさわしい優れた建築計画を目指すこと。 *『豊橋市中心市街地活性化基本計画』豊橋市都心活性化課HP参照 http://www.city.toyohashi.aichi.jp/bu_kikaku/tos_hinkassei/kihon/kihon5.html
2	23			(2)	イ	(7)	動線計画	2	なお、人工地盤を整備しなくても、建物の配置や動線を工夫することにより、上記と同様の機能を担保できる場合には人工地盤を整備する必要はない。	(追加)
3			4	(1)	イ		内装計画	18	対策が必要な場合は事業者による完工検査までに実施し	対策が必要な場合は市の完工確認までに実施し
4	26		5	(1)	オ	(4)	共通事項	14	交流スクエア、主ホールのホワイエ、 <u>楽屋及び管理エリアの諸室</u> での飲食は認める。	交流スクエア、主ホールのホワイエでの飲食は認める。
5	27			(2)	イ		人工地盤	35	なお、人工地盤は避難階として考えないこと。なお、人工地盤を整備しなくても、建物の配置や動線を工夫することにより、上記と同様の機能を担保できる場合には人工地盤を整備する必要はない。	(追加)
6				(3)			駐車場ゾーン	4	40台程度	40台以上
7	29		6	(1)	ア	(7)	一般事項	35	建設時における最新の機器を選定することを基本とするとともに、	(追加)
8	38					(カ)		5	録音再生機器はフライトケース(操作面が前面に出ているもの)等に収めて個々に移動できる形態とすること。また、必要に応じて機器を組み合わせ使用できる計画とすること。	録音再生機器はそれぞれケース付とし、必要に応じて組み合わせて使用できる計画とすること。
9				(2)					(削除)	コ 施設内において複数の団体が運営に関わる場合でも、それぞれの専有エリアで発生する(管理区分ごとの)光熱水費等の算出が行えるよう、計量、課金等のためのメーターを適宜設けること。管理運営事務室と市民活動室については個別に光熱水費の算出を行うことができるシステムとする。自動販売機、ピュッフェについては事業者の提案による。
10	39				イ	(カ)	電灯・コンセント設備	23	各諸室の照明設備については、当該諸室のスイッチにて一括管理	各諸室において、照明の一括管理

no.	頁	章	大	中	小	その他	項目	行	新	旧
11	40				キ		自家発電設備	7	なお、自家発電装置は、基本的に屋内に設置するものとするが、経年劣化や保守管理等が屋内に設置されたものと同等の条件であると判断される場合にはこの限りではない。	(追加)
12	41				ク	(ケ)	情報通信設備	19	なお、市または指定管理者が利用するインターネットについてのシステム構築やプロバイダ契約等は業務対象外とするが、維持管理等業務にインターネットを用いる場合には業務対象とする。	(追加)
13	42			(4)	エ	36	排煙設備	22	排煙は自然排煙を原則とするが、必要に応じ、機械排煙とすること。	排煙は自動排煙を原則とする(諸室の機能上支障がない部分については、極力自然排煙方式を採用する)が、必要に応じ、機械排煙とすること。
14	43			(5)	ア		給排水衛生設備	15	主ホールホワイエにおける女性トイレの数は、衛生器具適正算定法のレベル2以上を満たすものとする。	主ホールホワイエにおける女性トイレの数は、衛生器具適正算定法のレベル2に準じるものとする。
15	46	第3	2	(2)	ア		施行計画書等の提出	13	下記の ~ の書類とともに市に提出し確認を得ること。ただし、提出書類については、建設企業が工事監理企業の工事監理者に提出し、承諾したものを工事監理者が市に提出すること。また、下記の ~ の書類については、各工程の前に下記の ~ の書類と同様の手続きにより提出すること。	以下の ~ の書類とともに市に提出し確認を得ること。ただし、提出書類については、建設企業が工事監理企業の工事監理者に提出し、承諾したものを工事監理者が市に提出すること。また、その他の書類については、各工程の前にただし書きにより提出すること。
16	48		4	(1)	イ	(ウ)	市の完工確認等	10	事業者は事業者による機器、器具等の試運転とは別に、機器、器具等の取扱いに関し、市に対して説明する。	事業者は事業者の責任及び費用において、本施設の完工検査及び機器・器具等の運転検査等を実施すること。
17	58	第4	5	(2)			業務の対象範囲	4	ただし、市が直接調達するフルコンサートピアノ及びセミコンサートピアノの点検(調律、調整、整音等)については、業務の対象範囲に含むものとする。	(追加)
18				(3)	オ	(ア)	要求水準	26	なお、ピアノ庫からの都度の出し入れは、市または指定管理者が行うものとする。	(追加)
19						(イ)		31	・フルコンサートピアノ(1台) 3回/年 ・セミコンサートピアノ(1台) 3回/年 ・アップライトピアノ(3台) 3回/年 上記のフルコンサートピアノ及びセミコンサートピアノは、市が直接調達するものとし、それぞれB-11ピアノ庫、A-16ピアノ庫に収納する予定である。	(追加)

no.	頁	章	大	中	小	その他	項 目	行	新	旧
20	60		7	(3	イ	(ケ)	業務の実施方針	15	主催者が実施する事業により発生したゴミの清掃・処理は、原則として主催者が行うが、観客が残したチラシ等についての清掃・処理は業務対象とする。	(新規追加)
21	65	第5	2				開館準備業務	15	その際には、訓練等が円滑に実施できるよう施設環境を整えること。なお、開館準備業務期間中の光熱水費は、建設工事費用として事業者の負担とする。	(追加)
22	69	第7	11				更新	2	ただし、大規模修繕の範囲に含まれる業務、並びに別紙14の要求備品一覧に示している、音響反射板、舞台幕地類(舞台設備工事に含まれる舞台幕地は除く。)、所作台及び高所作業車は、更新の対象外とする。	(追加)